

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○専決処分した予算の要領 (財政課)	1
○告示(漁業災害補償法による区域及び区分の定め)の一部改正 (水産政策課)	4
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活・男女共同参画課) <7・9掲示>	4

告示

高知県告示第497号

平成21年3月31日に専決処分した平成20年度高知県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成21年7月21日

高知県知事 尾崎 正直

平成20年度高知県一般会計補正予算

平成20年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地方譲与税		2,736,000	△ 116,491	2,619,509
	1 地方道路 譲与税	2,548,000	△ 90,681	2,457,319
	2 石油ガス 譲与税	183,000	△ 26,242	156,758
	3 航空機燃料 譲与税	5,000	432	5,432
5 地方交付税		167,500,000	3,027,615	170,527,615
	1 地方交付税	167,500,000	3,027,615	170,527,615
6 交通安全対策 特別交付金		292,000	2,184	294,184
	1 交通安全対策 特別交付金	292,000	2,184	294,184
12 繰 入 金		12,660,352	△ 2,075,708	10,584,644
	2 基金繰入金	11,612,897	△ 2,075,708	9,537,189
15 県 債		63,231,000	△ 837,600	62,393,400
	1 県 債	63,231,000	△ 837,600	62,393,400
歳 入 合 計		438,203,991		438,203,991

第2表 地方債補正
変更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地方公営企業等資金 融機構出資金	52,000	1 借入方法 普通貸借又は証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	1 平成21年度から平成50年 度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。	58,000 1,872,000 82,000 5,000 93,000 15,000 703,000 682,000 1,896,000 788,000 2,367,000 1,555,000 9,993,500 1,120,000 563,000 791,000 228,000 454,000 10,007,700 24,251,200 62,393,400	1 借入方法 普通貸借又は証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	1 平成21年度から平成50年 度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。
防災対策事業費	1,696,000							
県立大学整備費	64,000							
障害児・者施設整備事業費	243,000							
自然公園等施設費	2,000							
牧野植物園整備費	87,000							
文化施設改修費	14,000							
耕地事業費	643,000							
林道事業費	599,000							
治山事業費	1,721,000							
漁港事業費	710,000							
河川海岸事業費	2,190,000							
砂防事業費	1,723,000							
道路橋梁事業費	9,164,000							
日本高速道路保有・債務返済機構出資金	754,000							
都市計画事業費	1,021,000							
公営住宅建設費	726,000							
港湾事業費	519,000							
高等学校等施設費	1,218,000							
高知城整備費	22,000							
警察施設整備費	386,000							
交通安全施設費	173,000							
公共土木施設等費	453,000							
国直轄事業費	9,931,000							
負担金								
臨時財政対策債	24,251,000							
計	63,231,000							

高知県告示第498号

昭和49年10月高知県告示第523号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成21年7月21日

高知県知事 尾崎 正直

2 小型漁船漁業以外の漁業の表中

「高知県須崎市 高知県漁業協同組合の地区のうち
・須崎市〃 ち旧深浦漁業協同組合、旧池ノ浦漁業協同組合及び旧久通漁業協同組合の地区並びに大谷漁業協同組合、野見漁業協同組合、須崎釣漁業協同組合、錦浦漁業協同組合及び須崎町漁業協同組合の地区」

を

「高知県深浦〃 高知県漁業協同組合の地区のうち
高知県池ノ浦 高知県漁業協同組合の地区のうち
高知県久通〃 高知県漁業協同組合の地区のうち
大谷〃 大谷漁業協同組合の地区

野見〃 野見漁業協同組合の地区
須崎釣〃 須崎釣漁業協同組合の地区

錦浦〃 錦浦漁業協同組合の地区
須崎町〃 須崎町漁業協同組合の地区

に改める。

- 1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業
- 2 ます網漁業及びつぼ網漁業
- 3 小型定置漁業（小型定置漁業であって2に掲げるもの以外のものをいう。）
- 4 大型定置漁業

」

総トン数20トン未満の漁船により行う漁業

総トン数20トン未満の漁船により行う漁業

総トン数20トン未満の漁船により行う漁業

- 1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業

2 大型定置漁業及び小型定置漁業

総トン数20トン未満の漁船により行う漁業

- 1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業

2 大型定置漁業及び小型定置漁業

総トン数20トン未満の漁船により行う漁業

- 1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業

2 小型まぐろ漁業

」

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年7月9日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年7月9日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あつた 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成21年7月9日	特定非営利活動法人佐喜浜元気プロジェクト	稻田 明好	室戸市佐喜浜町2949番地	この法人は、佐喜浜町への道の駅整備を支援すると同時に、地域の資源を活用した商品開発や販売事業などその運営に取り組み、また人づくりや地域のデジタルディバイド（情報格差）の解消など佐喜浜町を元気にする企画や開発事業等に取り組み室戸市の振興発展に寄与することを目的とする。